すると考えている。今後は関東圏で広域連携の拡大も検討していきたい」と述べた。また、河﨑茂神奈川中小建会長）は、「豊田（全中建）会長からの提案もあり、協定を締結。全中建の一員として存在価値を高めていきたい」、山谷朋彦横建協会長は「同じ建設業界人として、相互に協力し合うという考えに賛同した」と述べた。

応援の内容は、①資機材及び物資等の情報提供、斡旋（施設の応急復旧等に必要な機材、物資）②応急復旧に必要な人員③前記のほかに要請のあった事項――で、応援要請は取り急ぎ口頭連絡によって状況に応じた対応を図り、事後、文書で被害地域と状況、応援業務の内容、応援場所への経路、派遣人員・車両台数、応援期間の確認等を行う。

## 東京都・国関係予算で要望

東京都中小建設業協会は昨年10月、自民党東京都支部連合会や都議会などに2019年度東京都予算等、同国家予算等に関する要望を行った。

東京都予算では公共事業費の確保、働き方改革に対応する予算・適正工期の設定、災害対策の推進と地元業者が人材・資器材等の対応ができるバックアップ、生産性向上と施工時期の平準化、若手技術者、技能者の確保・育成に関する施策、環境経費・安全衛生経費の確保――を要望。国家予算で、公共事業費の確保・補正予算編成、災害時の相互援助体制確立・中小建設業の生産性向上への支援に加え、中小企業の法人税率軽減・請負契約書等に係る印紙税の廃止、交際費限度額の緩和の税制改正も求めた。

## 全中建関東会議に参加

全国中小建設業協会が東銀座のコートヤードマリオットホテルで昨年10月3日開催した関東地区ブロック会議（国土交通省との意見交換）に、東京中小建設業協会は全中建南多摩・神奈川県中小建設業協会・横浜建設業協会と参加、都中建から①労務単価②週休2日モデル③防災④多能工の養成――について　国に要望した。

冒頭、豊田剛会長は「働き方改革と生産性向上が中心のテーマとなるが、中小建設業界ではまだまだ問題があり、すぐに変えることは困難。特別検討委員会にて検討を続けている。この場でも多くの意見を出し合って進めて参りたい。」と述べた。

## 働き方改革で経営者講習会

東京都中小建設業協会は昨年10月2日、建設経営サービスの廣津栄三郎先生を講師に、「建設産業の若者を定着させる働き方改革の理論と実践」をテーマに経営者講習会を開催した。

## BCP防災訓練を実施

### 新たに伝言ダイヤル

東京都中小建設業協会は昨年9月4日、都中建BCP防災訓練を実施した。当日は新宿区の都中建事務所を本部に、各支部からの報告を受けた。今年度は従来のFAXに加え、新たに対策本部と各支部長で伝言ダイヤルを活用した。

訓練では、当日9時に震度6弱の地震が発生したと想定。11時には本部を設置し訓練を開始した。13時時点で全会員のうち8割を超える会員からのFAXでの報告があった。

山口会長は「一番使い勝手がよいということで、FAXでの報告を継続した。今年は（訓練日が）伝言ダイヤルが試験的に使える期間ということもあり、各支部長からの連絡はファックスと伝言ダイヤルという形を取っている。この訓練活動も、会員内で大分浸透してきている」と寄せた。今後、隣接県との連携も検討していく。

# 今年度も幼稚園に絵本

## 感謝の手紙等を小冊子に

東京都中小建設協会は、地域連携コンソーシアム事業の一環として今年度も東京建設工業協同組合、東京建物解体協会と共同で東京都私立幼稚園連合に加盟する幼稚園約200園に「みんなで！いえをたてる」「みんなで！どうろこうじ」「ざっくんしょべるかー」の絵本3冊を寄贈した。寄贈した園の園児らからは、感謝の手紙や絵が数多く寄せられ、今年度は寄贈活動の様子や感謝の声等を盛り込んだ「冊子」を発行することにしている。

感謝の手紙や絵

絵本は、昨年9月6日にはその皮切りとして板橋区常盤台のときわ幼稚園を訪れ、明角幸一副園長（板橋区私立幼稚園協会会長）＝**写真㊧**＝に、渡邊裕之副会長・コンソーシアム委員長が手渡した。寄贈にあたって、渡邊副会長は「建設業界は若い人の入職が少なく、各社苦労している。子どもたちが絵本を見て建設業や建設の仕事を少しでも理解、記憶のどこかにとどめていただければありがたい」と紹介。明角副園長は「昨年5月頃には板橋区の河島コンクリート工業さんから働く車の本に自社のミキサー車が掲載されたということで各幼稚園に贈呈いただき、子どもたちも喜んだ。絵で見て、本で見て、いまのうちからそういう仕事があるということがわかるのが大切。子どもらは何でもつくることには積極的で、本を見ることでさらに創造力が膨らんでいくと思う」と述べた。

# 実習生への影響等注視

## 「外国人労働者」閣議決定

外国人労働者の受入れを拡大する改正出入国管理法が成立、対象職種やその入り口を元請団体と専門工事業団体で構成する新たな団体に一本化するなどからなる運用方針が閣議決定された。建設分野は向こう5年間、最大4万人を上限に受入れを進め、雇用方法は直接雇用に限定。受入れには一定の技術水準が必要で、そのための試験を団体側が実施するが、技能実習修了者や現在行われている外国人建設就労者受入事業の労働者は、技能検定3級等の試験が免除され、通算5年までの特定技能1号の資格を得ることができる。

こうした内容は決まったものの、詳細は政省令等を待たなければならず、まだはっきりしないという声も多く、都中建としては協同組合がすでに実施している技能実習生との関係が気になるところだ。当面二本立てで進められる、新制度の特定技能1号と実習生3号は非常に近い仕組みになっており、その影響は覚悟しておかなければならない。

いずれにしても成り行きを注意深く見守りたい。

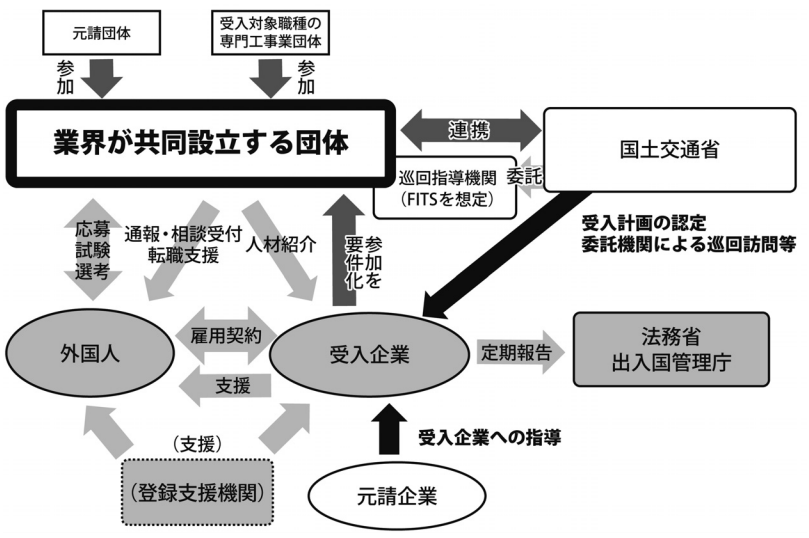


件、施工方法、制約条件等を十分考慮の上、適用の可否を検討し、使用することとしています。また、都内における日当たり施工量が実態と標準積算で乖離がある場合には、平成26年9月より、現道上で行う「道路補修工事・道路維持工事・電線共同溝工事・道路改良工事・舗装工事」について作業量の補正係数0・8（1・25）を試行しており、その旨を特記仕様書に明記し、入札希望者に周知しています。

②③工事施工に当たり、現道の交通量が多い時間帯・通勤通学時間・公的輸送機関による制約・周辺地域の生活・各種営業活動等の時間帯については、労務単価等の補正を実施しています。

【3．積算及び、設計変更について】

3―1工事現場付近での仮置き場等の確保が困難になって来ております。特に舗装工事、道路改修工事などの現場に、重機等を残置出来ない場合は日々回送を共通仮設費（積み上げ）で積算して下さい。

事例として

①切削機・アスファノレトフィニッシャ・タイヤローラ・マカダムローラは、現場内を自走できるとは云え、距離の長い自走は、騒音・振動や安全確保の観点から出来ません。特に騒音・振動は夜間においては問題になります。

〈回答（考え方等）〉

・共通仮設費や現場管理費は、原則として工事目的物でなく、引渡しを受けない現場の管理費用などで、目的物個別に把握することが困難であるため、直接工事費のように求めず、一つの工事全体を一括的にとらえて積算しております。

・なお、共通仮設費の率分は、国と都（各自治体）が毎年度協力して実施する「諸経費動向調査」により決めています。なお、「諸経費動向調査」の調査項目として共通仮設費の運搬費も含まれており、自走できる20t以下の重機の回送費（バックホウ等をトラックに載せて運搬する場合も含む）についても調査を実施し、調査結果を踏まえ実勢に合った共通仮設費の率分を計上できるよう、各諸経費率に反映しているところです。

重量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬については、積上げ計上することとし、加えて、工事現場外に基地を設け日々回送を行う場合は、特記仕様書に記載しております。

3―2設計変更時の対応について貴建設局職員によって差異が見受けられます【設計変更マニュアル】に則って適切な設計変更をお願いします。

①特に交通誘導員は設計価格と実勢価格との差が4，700円から5，700円あり、逆ザヤになっています。道路使用許可に表示している作業時の交通誘導員の数は減らす事が出来ないので必要人数での変更をして下さい。

②新工種の取り扱いについてですが、国土交通省では、新工種の金額は落札率を掛けての歩引きはありません。ぜひ建設局でも実施して下さい。

③工事受注後、現場を精査した結果、新工種で施工せざるを得ない時は、発注者と協議し、（見積書の提出）金額を決定してからの施工にして貰いたい。

〈回答（考え方等）〉

平成29年4月より「工事請負契約設計変更ガイドライン」（土木工事編）に基づき、発注者と受注者がともに設計変更について十分に理解し、設計変更を適切かつ円滑に実施することとしています。引き続き、技術担当課長会等の機会を捉え、周知を図ってまいります。

①なお、財務局のHP上に公表している、H30東京都公共工事設計単価にある交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていません。建設現場の雇用に伴い必要となる、法定福利費、労務管理費、安全管理費等（共通仮設費）については、参考値としてお伝えしますと交通誘導警備員Aの価格14，200円は（20，000円）交通誘導警備員Bの価格12，300円は（17，300円）を見込んでおり、これに加え、現場管理費・一般管理費を加味すると概ね（工種・規模・地域等によりますが）30，000～40，000円程度を見込んだ額となっております。

交通誘導員の配置人数については、道路協議の結果を踏まえ、配置した必要な人数を適切に計上の上、変更することとしております。

②国はすべての工事が総価契約単価合意方式となっていると聞いております。総価契約単価合意方式では、新規工種について、落札比率をかけず、その都度単価合意して単価値を決定するものであり、都でも、総価契約単価合意方式を適用する場合は同様に実施しております。

③設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が相違する場合については、「工事請負契約設計変更ガイドライン」に従い、設計変更の手続きを実施することとしております。受注者からの契約約款第17条第1項による確認の請求に基づき、直ちに監督員、受注者立会の上、調査を実施（17条第2項）した調査結果を速やかに受注者へ通知（17条第3項）、工期、又は契約金額の変更については、発注者と受注者が協議を行い決定（第22条及び第23条）することとしております。